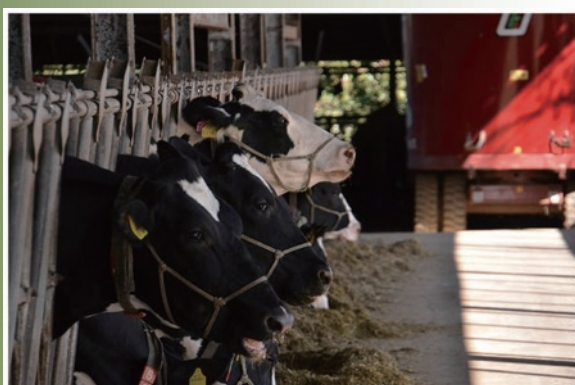


瑞穂町農業振興計画【概要版】

令和3年3月

みらいへつなぐ みんなで育てる みずほの農業



● はじめに

(1) 計画策定の背景と趣旨

瑞穂町では、野菜、茶、花き園芸、畜産などのさまざまな農業が営まれています。

農畜産物直売所ふれっしゅはうすは、生産者の顔が見える身近な直売所として、毎日多くの新鮮で安全な農畜産物を販売しています。

農地については、市街化調整区域、そして農業振興地域など優良な農地が広がり、農家戸数も多摩地域では多い状況にありますが、農業従事者の高齢化や担い手不足から遊休農地や耕作放棄地などの問題も抱えています。

これまで、安全で、新鮮な農作物の供給に努めるとともに、農業の振興を図ってきましたが、更なる農業振興を図るためには、農家と町民が一体となって瑞穂町の農業を推進する必要があります。

瑞穂町を取り巻く農業環境が変化する中、これまでの農業振興の取組状況や、農家や消費者のニーズを踏まえ、「瑞穂町農業振興計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

瑞穂町農業振興計画は、町の最上位計画である「第 5 次瑞穂町長期総合計画」における農業振興分野の個別計画であり、「瑞穂町農業振興地域整備計画」や「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、「瑞穂町都市計画マスタープラン」や「瑞穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの関連計画と連携を図りつつ、その実現を目指すものです。

また、国や都の関連計画と整合を図りながら策定、施策を推進します。

さらに、「JAにしたま農業振興計画」と連携を図りながら策定、施策の推進を図ります。

(3) 計画の期間

本計画は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間を計画期間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うこととします。

● 農業振興の課題

瑞穂町の農業の現状や農家及び農地所有者の意向、町民アンケートの結果などを踏まえ、以下のとおり瑞穂町の農業振興の課題を整理しました。

- (1) 担い手の確保
- (2) 農地の維持
- (3) 新たな農業経営
- (4) 新たなブランド化の推進
- (5) 販売・地産地消

● 瑞穂町農業振興の基本方向

（１）基本理念と将来像

農業振興の基本理念として、将来像を以下のとおり設定し、この将来像をもとに農業者、町民、関係者及び行政が一体となって町の農業振興を図ります。

みらいへつなぐ

みんなで育てる

みずほの農業

（２）基本方針

将来像を実現するための基本方針として、「生産する」「未来へつなげる」「地域と共存する」の３項目を設定し、施策を展開します。

1 生産する	～生産と所得が増大するやりがいのある農業～
2 未来へつなげる	～人材を育てる、持続可能な農業～
3 地域と共存する	～地域の交流がうまれ、地域とつながる農業～

■元狭山地区の茶畑



● 重点プロジェクト

瑞穂町の農業振興を進めていくうえで、重点的に取り組む施策・事業を「重点プロジェクト」に位置づけ、その推進を図ることで、農業振興全体の推進を図ります。重点プロジェクトを以下のとおり位置づけます。

（１）認定農業者への支援

認定農業者に対しては、農業経営改善計画の作成支援、計画の実現に向けた取組への技術や経営の診断・指導を行うほか、国や東京都と連携し、施設等の整備など経営力強化に対する支援を行います。さらに、農業の主要な担い手となる認定農業者の営農を支援するためにも、町独自の新たな支援制度を検討し、導入します。

（２）農畜産物のブランド化・６次産業化の推進

消費者ニーズや地域特性を踏まえたうえで、商工業や観光との連携を図りながら、町内産農畜産物を利用した新たな特産品を創出し、SNSの活用や観光事業との連携などにより広く周知することでブランドの確立を図ります。

（３）農地集積の促進

農業者の高齢化や担い手不足により、増えつつある不耕作地や遊休農地については、「農業経営基盤強化促進法」や「農地中間管理事業」に基づく農地の流動化を進め、経営面積の規模拡大を目指す認定農業者や新規就農者などの意欲ある担い手の営農規模拡大を促進します。

■みずほ育ちのシクラメン（みずほブランド）



(4) 新規就農者の受入・支援

農業者の高齢化や担い手不足により、農業者の減少が見込まれるなか、農業外からの新規就農者は、今後の町の農業の担い手として期待されています。新規就農者の中には、大規模な農業者が若い農業者を積極的に雇用した結果、そこから独立したケースもあります。

新規就農者については、引き続き農業委員会と連携して、新規就農希望者への農地のあっせんなどの支援を行うとともに、個人が農業に参入しやすくするために、農地を取得する際の下限面積の緩和などについて研究します。

また、新規就農者が地域へ定着し、農業が継続できるよう、町独自の新たな支援策を検討し、導入します。

(5) 技術承継の仕組みづくりの検討

親子代々継承されてきた農業技術は町の農業を支え発展させてきました。これを新規就農者や農業後継者へ継承させていくためには、栽培技術や農業経営等について指導農業士や先輩農家から気軽に指導を受けられる体制づくりが必要です。このような体制を構築し、農業の技術承継を図ります。また、デジタル技術を活用した技術承継についても研究します。

(6) 町民及び学校教育との交流推進

農業への関心が高まる中、体験農業は農業への理解促進、教育、心身のリフレッシュ、観光の一環など、多様な役割を果たします。体験農業や瑞穂町産業まつりなどのイベント、町民農園を活用した交流を促進します。

また、農作業体験や授業、様々な行事を通じて、町内の小中学校や都立農芸高校等と農業者が交流を図る取組を推進します。

(7) 地産地消の推進

地産地消を推進するため、安全で安心な町内産農畜産物をPRし、町民が町内産農畜産物を購入しやすい環境づくりに努めます。また、町内の飲食店に対して町内産農畜産物についての利用の呼びかけを行うとともに、学校給食の利用拡大へ向けた取組を支援します。

農畜産物直売所ふれっしゅはうすについては、引き続き地元の安全・安心な農畜産物を購入できる場として保ち、利便性向上のため、直売所機能の充実を図ります。

● 施策の展開

1) 生産する ～生産と所得が増大するやりがいのある農業～

(1) 成果指標

指標名	現状値	目標値(R12)	備考(考え方など)
a 町独自の認定農業者支援制度の導入	—	実施	
b 新たな町内農畜産物のブランド化	—	実施	
c 農地利用集積面積	235,655 m ²	335,655 m ²	「農業経営基盤強化促進法」や「農地中間管理事業」を利用した農地の貸借等の面積

2) 未来へつなげる ～人材を育てる、持続可能な農業～

(1) 成果指標

指標名	現状値	目標(R12)	備考(考え方など)
a 新規就農者受入件数	16 人	21 人	瑞穂町で新規就農を希望し、農地の権利を取得した非農家出身者
b 指導農業士数	3 人	5 人	新規就農者や農業後継者へ技術指導を行う人材の確保

3) 地域と共存する ～地域の交流が生まれ、地域とつながる農業～

(1) 成果指標

指標名	現状値	目標値(R12)	備考(考え方など)
a 新たな農業体験ができる場の創出	—	実施	
b 農畜産物直売所売上	7,115 万円	8,538 万円	

（２）基本施策と各主体の役割

基本施策	農業者	ＪＡ	町民	行政	
				町	国・都
①認定農業者への支援 重点プロジェクト	◎	○		◎	◎
②認証農業者制度（仮称）の検討	◎	○		◎	○
③スマート農業の推進	◎	○		○	○
④農畜産物のブランド化・６次産業化の推進 重点プロジェクト	◎	○	○	○	○
⑤販路の開拓・拡大	◎	◎	○	○	○
⑥直売所機能の充実	◎	◎	○	◎	○
⑦農地集積の促進 重点プロジェクト	◎	○		◎	○
⑧新たな農業振興のための拠点整備	○	◎	○	◎	○
⑨農業振興地域整備計画の変更	○	○		◎	○

（２）基本施策と各主体の役割

基本施策	農業者	ＪＡ	町民	行政	
				町	国・都
①新規就農者の受入・支援 重点プロジェクト	◎	◎	○	◎	◎
②農業後継者の育成	◎	○	○	◎	○
③農業参入する法人に対する支援	◎	◎	○	◎	○
④女性農業者の育成	◎	○	○	◎	○
⑤Ｕターン農業者（定年帰農者）の育成	◎	◎	○	◎	○
⑥技術承継の仕組みづくりの検討 重点プロジェクト	◎	○		◎	○
⑦援農ボランティア制度の推進	○	○	◎	◎	○
⑧農地バンク制度の検討	◎	○		◎	○
⑨農福連携の推進	◎	○	◎	◎	○

（２）基本施策と各主体の役割

基本施策	農業者	ＪＡ	町民	行政	
				町	国・都
①環境とひとに優しい農業の推進	◎	○		○	○
②鳥獣被害対策の推進	◎	○		◎	○
③環境保全及び都市農業の推進	◎	◎	◎	◎	◎
④町民及び学校教育との交流推進 重点プロジェクト	◎	○	◎	◎	○
⑤地産地消の推進 重点プロジェクト	◎	◎	◎	◎	○
⑥体験農園・観光農園の推進	◎	○		◎	○

◎中心的役割 ○支援・協力



瑞穂町農業振興計画【概要版】

令和3年3月

発行 瑞穂町

編集 瑞穂町都市整備部産業課

〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地

電話 042-557-0501 〈代表〉